

# 代理店研修会資料

SOMPOひまわり生命 コンプライアンス部



## 変額保険の募集には 様々な留意点があります！



変額保険は市場リスクを有する生命保険と位置づけられており、「市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン」に従い、細心の注意を払った募集をすることが求められます。変額保険の募集において特に留意すべきこととして、以下の項目があげられ、それぞれに**違反した場合は不祥事故に該当する可能性があります**。募集に際しては、**適正な募集プロセスの遵守**をお願いします。



	特に留意すべき項目	違反した場合	対象となる不祥事故項目
1	<b>適正な広告・広告類似行為</b> ・広告上に必ず表示する事項、誇大広告をしてはならない事項等の規制があります。		「違法な募集文書図画の作成配布」 「説明相違」等
2	<b>適正な勧誘</b> ・お客さまの属性に照らし不当な勧誘を行ってはいけません。		「情報提供義務違反」 「その他保険募集規程違反行為」等
3	<b>適正な重要事項等の説明</b> ・申込時は「契約締結前交付書面」、「特別勘定のしおり」等を必ず交付し、重要事項等の説明を行う必要があります。		「重要事項説明未実施」 「重要事項等説明不十分」等
4	<b>適正な顧客の契約締結意思・ニーズ等の確認</b> ・お客さまの契約締結意志・ニーズ等を十分に確認する必要があります。		「意向把握義務違反」 「意向把握不十分」
5	<b>適正な契約成立内容の確認</b> ・契約成立後、遅延なく契約締結時交付書面（保険証券等）を作成し、お客さまに交付が必要です。		「その他保険募集規程違反行為」
6	<b>適正な募集資料</b> ・会社が作成した資料以外のものを使用して募集はできません。（資料の作成自体も禁止しています）		「違法な募集文書図画の作成配布」

**また、変額保険には顧客保護の観点から、以下のように金融商品取引法の規定の一部が準用されます！**

### ◆契約締結前の書面交付義務

- ・申込時「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」、「特別勘定のしおり」等を必ず交付し、重要事項等の説明を行うことが義務づけられています。

### ◆元本割れリスクの説明

- ・特別勘定資産の運用リスクに関して、これらのリスクはすべて契約者に帰属し、契約者が損失を被ることがあることを説明する義務があります。

### ◆禁止行為

- ・**損失補てん等の禁止**：資産運用の結果、損失が生じた場合、損失を補てんしたり、補てんすることを約束することは禁止されています。
- ・**その他禁止行為**：虚偽のことを告げたり、不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘する行為は禁止されています。  
また、勧誘の要請をしていないお客さまに対し、訪問・電話による加入をしてはなりません。

⇒これらを遵守しない場合、不祥事故となり、処分を受ける可能性があります。